會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

舞 四 第

卷四十第

行發日一月四年一十正大

| 竹內法學士譯「富國論 · · | 安倍謹唯物史觀と餘剰價値』 | 獨逸の同盟罷業保険 ・・・ | 雜錄 | 地學觀社會學說に就きて・・ | 說苑 | 勢働保險に關する一考察・・・ | 我邦の營業税を論ず ・・・ | 華府會議に於ける支那關稅問題 | 時論 | 小作制と小作法 ・・・・ | マルクス氏餘剰價値説の評論 | 我が國民所得の地方別研究 | 二重稅論 | 全 網 業 |
|------------------|---------------|---------------|----|---------------|----|-----------------------|---------------|------------------|----|--------------|---------------|--------------|--------|--------------|
| • | • | | | • | | • | • | • | | • | • | • | ٠ | |
| 法學博士 | 法 學 士 | 經濟學士 | | 法學博士 | | 法學博士 | 社學博士 | 法 學 博 士 | | 法學博士 | 法學博士 | 法 學 士 | 法學博士 | |
| 冲 | 水 | 岡 | | 财 | | 山 | 깪 | 末 | | 河 | 田 | 沙 | 小 | |
| 上 | 谷長 | 崎 | | 部 | | 本美 | 戸 | 赝 | | 刊 | 島 | 見 | 川 鄉 | |
| | | 文 | | 靜 | | 越 | Æ | 重 | | 嗣 | 錦 | | 太 | |
| 肇 | 溉 | 規 | | ίί | | 75 | 雄 | 尬 | | 郎 | Ήì | 拟 | 胍 | • |
| | | | | | | | | | | | | | | |

햬 戸 正

雄

緖 言

JE. らうか。私はむしろ左樣には解して居らぬ。 主張するならば、農業者は地租の廢止を唱へ、俸給者は所得稅の廢止を叫び、勞働者は消費稅廢 **營業者は之をも其意味に吹聽して居る。けれざも果して財經調查會案の趣旨が其處にあるのであ** を以てするの希望が出て居る所よりして、營業稅は悪稅なるが故に斯くなつたやうにも見ゆる。 業税果して彼等のいふ如く悪税なりや否や。 居る。恷に扳目なく、廣告宣傳に長けたる營業者の所爲としては左もあるべきことであるが、營 餘裕を生せんとするや、當業者は好機逸すべからすさして又復た聲を大にして之が廢止を唱へて て存立の値なしとまで斥けたものではない。 とには意義がある。 |を訴へなければならぬことゝなつて、際限がなくなる。當業者の反對にも萬更ら無理でない黙も 營業稅は多年、 | 當業者よりしては惡稅呼ばりをせられ來つて居る。最近海軍縮少に依り國庫に 其に於て營業稅が劣るといふことはあるが、 財經調查會案にても營業稅を廢して代ふるに財産稅 若も營業者の如くに營業稅を惡稅呼ばりして廢止 營業税と財産税とを比較して孰れを採るかといふこ 併し其は營業稅を以て惡稅にし

論 我那の營業税を論ず

(第四號 九七)。六八九

胩

あるとは認めるが、 彼等のいふ程ひごいものとは考へられない。 孰れにしても此税の真相を明か

にすることは刻下切要なることを信ずるに依り敢て此一文を作る。

第一段 我那營業税の事情

其一 我邦營業税の發達

營業税は其後數次の改正を經たが、今一々說かずとして、其收入は最近大正九年度には を納めざる大體小なる警業者に課せらるゝ所の特別なる營業稅とを有つことゝなつた。而して此 國稅とせらるゝことゝなつた。尤も爾來地方としては此國稅たる營業稅に對する附加稅と、 遂げて居たが、二十七八年の日満戰役費及戰後經警費に充當する日的にて、好箇の一財源として 分が最重きを成じ約半分を占め、製造業銀行業が之に次き此二業にて四分一を占め、其他の諸雑 定額にて)六千四百五十八萬一千二百七十五圓に上ぼつて居る。そして其中でも物品販賣業者の 我邦の營業税は實に明治二十九年の成立に係る。 是より先き此税は地方税として相當の發達を (當初決 國稅

業にて殘の四半分を占めて居る。 左の如くである。

(2) 製 (3) 銀 (1)物品販賣業 三、至人、ind、 た、至三人、四九人 六、四氢七、光二七、 (何れも五百萬圓以下) 收入金額 全營業税收額百中の地位 荚 힏

一課稅物件

(A.其積極的範圍

(いが營業たることは勿論であるが、其營業といふことには別に定義を與へず、 唯だ列學主義

によりて、之を示して居る。其は⑴物品販賣業、⑵銀行業、⑶保險業、⑷無盡業、 (9)倉庫業、(1)運河業、(1)棧橋業、(2)船舶碇緊場業、 (5)金銭賃付業 (13) 貨物陸

(6)物品貸付業、(7)製造業、(8)運送業、

店業、22周旋業23代理業、24仲立業、25問屋業、26信託業である。

揚場業、14鐵道業、15請負業、16印刷業、17出版業、18寫眞業、19席賃業、20旅人宿業、21料理

()併し其列擧したな各業については其凡べてではないが、一部のものにつき定義を與へて意

味を明かにして居る。 其處で

(a)一定の製造場なく職工を使役することなく、原料を供し工錢を支拂ひ物品を製造せしめて販 ①物品販賣業といふのは、 一定の店舗其他の營業場を設け物品の卸賣又は 小賣 を爲す者

賣する者、⑴一定の製造場を設けず、物品を製造して販賣する者、⑴ 牧場に非ざる場所にて飼料 殖して之を販賣する者、 を購求し家畜又は家禽を飼養し、之を竇り又は鷄卵、牛乳等其産物を販賣する者、 ()動植物其他普通に物品と稱せざるものを販賣する者を含む (d)魚介類を養

我邦の營業税を輸す

第十四卷 (第四號 九九) 六九一

計

(普通

第十四卷

⑵金銭賃付業及物品賃付業とは、一定の店舗其他の營業場を設け賃付の業を營む者

に物品を穪せざるものの賃付を爲す者を含む)

の卸賣營業を爲すも物品販賣業を爲さず) を爲す者を含む。⑴製造業者其製造場區域內にて製造品を販賣し、及別に營業場を設け其製造品 部を助成する者(印瓦斯電氣の供給を爲す者及物品の修理を爲し又は穀物を精白搗碎し又は染物 ③製造業とは、一定の製造場を設け職工勞役者を使用して物品を製造し又は物品製造の一

4運送業とは、 運賃又は手敷料を受けて旅客貨物の運送を為し又は其取扱を為す者、

(6) 倉庫業 こは、 (5) 鐵道業とは、 倉庫を備へて貨物を預り倉敷料其他の名義を以て報酬を受くる者 私設鐵道法、輕便鐵道法、又は軌道條例により運送の業を贊む者、

(7)席貸業をは、貸料又は其他の名義を以て報酬を受け、客室又は集會場を貸す者

8)族人宿業とは、飲食物を供すると否を問はず、旅客を宿泊せしめ又は人を寄宿せしめる

7

(B)消極的範圍 (B)料理店業とは、客室を設けて飲食物を販賞する者、

い上記の列擧に漏れたる營利事業、 例之、 醫師辯護士特許辨理士會計士等にして一定の事務

所を設けて業務を採るもの、 原始產業、 即ち農業、 屋藝 林業、 牧畜紫 漁業、 礪山業 (尤も別

に此に對して鑛業税あり

(A)上記A)列擧啓業に屬する者に於て特に除外さるるもの

⑴其全體に共通なるもの──新に營業を開始する者に於て其開業年(開業の翌年より徴收

徴收す)、 此は營業の開設を容易ならしめ、多少此税の産業上の壓迫を緩和したものである。 することとなる。但し同一場所にて六箇月內に前の營業者と同一營業を開始するものは其月より

(2)各業に就き各其々の除外がある。

(a) 物品販賣業

イー

箇年の

資上金額二千圓未滿の

者

中政府より發行する印紙、 切手類の賣捌

ハ自己の採掘又は採取したる鑛物の販賣

・度量衡の販賣

心金錢貸付業及物品貸付業 -運轉資本金額千圓未滿の者

c 製造業

ィ資本金額千圓未滿の者义は職工勞役者を通じて三人以上を使用せざる者)

膊

我邦の營業税を論ず

第十四卷 (第四號 一〇一) 六九三

榯

ロ度量衡の製作修覆

ハ賣藥製造者(別に之に對し賣藥營業稅あり)

(d) 運送業、 (e)請負業 印刷業、寫真業 請負金額一箇年金二千圓未滿のもの 從業者三人以上を使用せざる者

f)出版業

イ從業者三人以上を使用せざるもの

ロ新聞紙法に依るもの

(g)席貸業 建物賃貸價格百圓未滿のもの

山旅人宿業

イ從業者四人以上を使用せざるもの

ロ木賃宿

í)料理屋業 |從業者四人以上を使用せざるもの

(k) 銀行業、 ·j)周旋業、代理業、 保險業、 倉庫業、 仲立業、 製造業、 問屋業、信託業、 印刷業、 一箇年報償金額二百圓未滿のもの 出版業、 運送業、 運河業 棧橋業、

船舶

鐵道業

――は開業の翌年より尚三年間

二納稅義務者 なくて物税であるから⑴同一人が數種の營業を營むときは各別に課することとなり⑵同一人が は前記課税物件たる營業を為す者なることいふまでもない。 但し此税は人税で 同

旋業、 たるものは各別に、資本を區分せざるものは合算して課す。 代理業、 仲立業、問屋業、 信託業は各營業場毎に課し、 的其他の警業にては資本を區分し

種營業を敷多の營業場にで營むときは自物品販賣業、

請負業、

席貸業、

旅人宿業、

料理店業

周

三課稅標準及稅率

(物品販賣業) **囊上**金額 小賣 | 御賣 乙甲乙甲

(に)製造業、 () 像業無盡業 (物品貸付業) |従業者 /運轉資本金額 (従業者 **建物賃貸價格** [資本金額 建物質質價格 干分六 干分七十 干分七十 一人每二圓 人每二圓

我那の營業税を論ず ★ 後業者の内職工券役者 一段 検験賃貸價格 干で (資本金額) 一干干 人分分 每七三 二十 人每五十錢

業版印

榯

益

(A課税標準及税率の排列)

一 人千萬萬萬萬 每分分分分分 二七三二十 圓十十十一八 干分四半

· 從業者 位業者

Í

(第四號 1011 六九五

第十四卷

時

我那の營業税を論す

千分五

(へ) 倉 貨物陸揚揚業 | 従業者の内職工券役者 一人毎五十銭け船舶碇緊場業 | 従業者 | 一人毎二個工業、 棧橋業、 | 従業者 | 一人毎二個工業 | 一人毎二個工業 | 一人毎五十銭 庫 業 《從業者 |従業者の内職工勞役者 | | 人毎五十錢 、建物實賃價格 千分八十 |人每二個

業~從業者 收入金額 千分二十 一人每二圓

|從業者の内職工勞役者||一人每五十錢

(と) 鐵

道

(従業者 |建物賃貸價格 |従業者の内職工勞役者 | 一人毎五十錢 千分百十五 一人每二圓

(從業者 |建物賃貸價格 千分百二十 一人每二個

(ぬ) 料

理

店

業

り) 席

貧

(従業者

|人每二回

(ち) 請

負

業

請資金額

干分四

(る) 族

人

宿

業

(從業者 |建物賃貸價格

/報償金額

千分三十

千分七十五 人每二回

一、從業者 人每二圓

(屋業、信託業―)周旋業、代理(

適切なるものを選み、其の一單位に對する收益の割合を測定して定め、 此課稅標準及稅率は業種により區々になつて居るが、其は各業種により外形的標準として比較的

結局、各業の收益に對す

(第四號 一〇四)

六九六

る税金の割合を均等ならしめやうと努めたものである。

(B)課税標準及税率の説明

い課税標準につき

(1)課税標準の範圍

(a) 建物-直接又は間接に營業に使用せざるものは除く。

(b) 從業者 |營業者を除く外十五歳未滿の者及營業者の家族を除く。

―イ合名會社合資會社にては、前年中各月末に於ける出資金額、各種の積立

(c)資本金

金領其他名義の何たるを問はす積立金の性質を有する資産金額及借入金あることは其の出資金額 を超過する金額の月割平均り株式會直株式合資會直にては前年中各月末に於ける拂込株式金額

とし、 出資金額及各種の積立金額其他名義の何たるを問はす積立金の性質を有する資産金額の月割平均 保險會社にては保險責任準備金及保險支拂準備金を除くい個人にては他より借入れたると

否とを問はす前年中各月末に於ける固定資本及運轉資本の月割平均とし、銀行業のみは合名會祉

合資會社のに依る。

②課 税標準計算の基礎年 前年の實績主義に依る。詳しくいへば

(1) 賣上金收入金請負金報償金は前年中の總額に依る 我邦の營業税を論す 第十四卷 (前年中に開業したるものは豫算に

眛

鹼

(第四號 _ () () 六九七

よる)

- 的資本金運轉資本金建物賃貸價格は前年中の平均額による。
- (c) 、從業者は前年中の各月に於ける最多數の平均による。 ―敷營業中の何れか一に就き計算し、其稅率異ると

③數種營業共通利用に係る課稅標準

きは重きに從ふ。

4)宥恕計算 |製造業の資本金額が前年の資本金額に對し二割以上増加したるときは、其

増加額は二年間課税標準より控除す。

ろ税率 特に物品販賣業に於ける竇上金に對するもの

印卸賣小賣共に甲の税率を適用するものは米、 麥、 豆 石油、

肥料、

攋

煙草、

薪炭を販・

竇するもの

②卸賣にては甲小賣にては乙を適用するものは繭、 白絹絲、 白絹布、 棉花、 緞 白綿絲、

白綿布、 白腕絲、 白麻布、 紙 麥稈眞田、 **麻真出、** 經木眞田、花莚、 砂糖、 麥粉、 銅鋼鐵

地を販賣するもの

(3)、御賈小賣共に乙を適用するものは其他のもの

(四)納期 普通は左の二期とし、たゞ廢業の場合には卽納せしむる。

第一期-―其年六月一日より三十日限り、

第二期 - 其年十一月一日より三十日限り、

(五賦課手續

(A義務者の申告) 義務者は毎年一月末日迄に營業名及課税標準を詳記したる申告書を政府に

提出する。新規開業者、廢業者は開業又は廢業の際に之を爲す。

關する帳簿、 物件を檢査し父は營業者に質問を爲すを得。

(B) 政府の調査

(C調査委員會の調査

――署長は前記の調査を、

税務署毎に置かれたる民選の委員會に付議す。

――稅裕署長は右申告を參照し各義務者に關する調査を爲す。

收税官吏は營業に

(D政府の決定 ―原則としては稅務署長は委員會の決議に基きて決定するも、五月三十一日迄 委員會の決

議を不當と認め再調査に付し仍其決議を不當と認むるこき又は再調査に付したる日より七日以内 に委員會成立せざるとき、一定期限内に調査結了せずして調査未濟のものあるとき、

に調査結了せざるとき、委員會閉會後義務あることを申出でたるときは稅務署長は職權を以て決

(医政府の通知

右の決定は義務者に通知す。

定す。

(六) 救濟

腀

我那の營業税を論す

(第四號 一〇七) 六九九

第十四卷

時

各課稅標準額が決定されたる額の二分一に達せざるときは、

翌年一月中に之を

求むるを得。

日以内に政府に申出で審査を求むるを得。 (B) 審查 ――-義務者、政府の通知したる課稅標準に異議あるときは、通知を受けたる日より二十 政府は各税務監督局毎に置かれたる半官半民の審査委

員會の議により之を決定す。

○訴願行政訴訟――右に對し尚不服なるとき之を許す。

(七) | 罰 |**則**

爲したるものは科料に處す。 (B)本税を逋脱したるものは罰金又は科料に處す。 (A申告を爲さず若くは虛僞の申告を爲し又は故意を以て帳簿の記載を忘り若くは虛僞の記載を

(C調査又は審査に参與したる者其に干する事項を他に漏洩したるときは罰金又は科料に處す。

・第二段 我那營業税の批評

其一 我邦營業税の長所

我邦の營業税は假合理想的に良い税といふ程でなくとも、 萬更ら薬てたものではなく、 帯干の

長所をもつ。先づ

外見上の負擔公平に止まつて、細察すればむしろ其點は長所といふべきものでなくて缺點に數 で負擔の均衡を圖りつゝ所得税を補完する両翼稅たるの體を成すともいはるるが、 一公平負擔上――からしては、間々此が都會商工業者の負擔として農村民に對する地租と相並ん 併し其は單に

べきものといふのが正しい。

昌と共に盆々増加するものであるから、 二財政收入上---には其收入可なり豐富であり、且つ特に其課稅標準が國運の進展、 ざるの財政需要に應ずるに足る。洵に好箇の一財源といふを得る。 其收入の益々増進する大勢に在つて、隨て増加して止 商工業の隆 ま

準に依つて居るから、營業收益でふ元來調查の困難なものを知るとしては實は割合に容易なるを 三課税技術上――には此が頗る苦情多く面倒なものといふことはあるけれども、 には大切である。 業者關係の所得を調査するの據處となつて居る。 得て居り、 ふ譯で、 図のは獨逸主義に依らすして佛國主義を採り、收益其ものに依らないで、收益を示すべき外形標 つまり營業税に於ける調査が營業税其ものの基礎となるのみならず、所得税に於ける營 此がなかつたならば所得税もが營業所得の調査につき非常に困らなければならぬ で當業者の此税に對する苦情の多いだけ收稅 而も兎も角、我

第十四卷 (第四號 一〇九) 七〇一

苔

論

我邦の營業税を論ず

耕

第十四卷 (第四號 | | ()

業所得につきては更らに一層大な苦情もが生じたであらう。所詮營業者の所得なり收益なりは隱 匿され易きものであつて、そして營業者の心理狀態が特に得を冀ひ失を好まざる念慮の强烈なも のであるから、彼等に關するの税には苦情は附き物と見て良い。

我邦の營業税には色々の點に於て觖點がある。 其一 我邦營業税の短所及其救済策

一公平負擔上――には

(A)此と並行する税種の組合上の缺點がある。即ち

や疑問である。といふのは地租は農民にのみならす營業者にも課せられ、其れも營業 者に て は **營業者の營業用の土地にも地租がかかり居る其上にも營業税が別に課せられ、而かも農民には農** 住居 用の 土 地のみに地租のかかるのであれば農民の住宅用の土地にかかるものと均衡を得るが (い此税が時として農民に對する地租との均衡上意義あるが如くに解せらるるが、果して然る)

くならっか、其にしても少敷かは知らぬが大規模の農業者は營業者と對比しては地租のみを負ふ 業者の方が過當に重く負擔して居るやうである。 用土地に地租を課せらるる上に別に農業經營稅を取られないからである。斯く稅目から見ると營 所詮農業税を取るとしても營業税に於ける冤税點以下のものと同様に冤除さるるものが多 特に農業者の多、は我邦にては小規模のが多い

なり、所得から見ると割合に重き負擔を爲すこととなる。そして之を平均して見れば大體に於て 察して見ると大體上はそんなに農業者と商工業者との間に不均衡な負擔とはなつて居らぬ。此に は商工業者に比して其有つ所の財産又は資本を標準として見れば、割合に輕き負擔を爲すことに で鸄業税を負はぬといふことがある。故に些細ながら兎も角一の不公平はある。尤も統計的に考 ていふかも知らぬが、 均衡を得て居る。或は其處で所得の關係から見て割合に重くなつて居るのを指して農民過重負擔 つき調査した材料をもつが、其を茲に公表することは遠慮するけれごも、結論だけをいへは農業者 併し確實安定の一層大な農業者で其比較的小なる營業者をでは、 此の加 3

といふのは、所得税の外に營業税を負ふ所の營業者の負擔に比しては均衡を得ない。 者よりも重き負擔を爲すべきものであるのに、却つて彼等が所得稅のみ負擔して收益稅を負はね 盆税に家屋税資本利子税を缺くが爲めに他の不公平が存する。屋主や證券所有主等は本來は營業 (5斯く營業税は地租との關係上に些少ながら不公平といふべきものがあるが、尚ほ日本の收

差等の存するのは、

そんなに不適當とはいへない。

そして右いろの缺點を矯正する為めには、現在の營業税及地租の外に資本利子税家屋税を設け且 0 つ營業税にて原始産業をも其一定発稅黙以上のものに課稅することゝするのが一案であり、)地租營業税を廢止して別に土地家屋營業資本等の所得に對し特別所得税を設くるも一案であり 從來

第十四卷 (第四號 一

論

我邦の營業税な論で

卷 (第四號 一一一) 七〇三

時

第十四卷 (第四號 一一二) 七〇四

更らに或は均しく地租警業税を廢止して財産税を設くるも一案である。 此三の中の何れを採るか

は別に研究するを要する。

(B)營業税其ものに於ける缺點

(い課税標準の外形的標準に依るこさが各業の收益の大小に適應するやに疑問を生する。

で區別して率を異にして居るから其れだけでは多少公平に近いが、併し此の如き區別其ものが精 密なものではなく、 不公平負擔さなる可能は確かにある。 ときに少きときよりも利益大とは限らぬ。 しも其小なものよりも收益大とはいへない。固より稅法には利益の比較的大なものと小なものと 極大體の見當を附けたに止まり、加之同一營業について見ても賣上金の多き 例之、賣上金額の大小によるといふても、其大なものが必ず 同量につき時としては互利を擧げ、 時としては 小利し

盆を判斷するに於て精密な證據ではない。大な資本を有ちながら小收益しか得られず、 か か得られず、更に時としては損失に歸することすらある。賣上金高が收益の大體の月安にはなる て大利盆の得らるゝこさもあり、 報償金額や收入金額になると餘程收益に近いものゝ現はるゝ場合をもつが、其でも營業費の 精密なものではない。 此資本によりては收益の大體の目安しか得られぬ。建物賃貸價格、從業者亦た然りであ 請負金額なごについても略ぼ同事がいへる。資本金額に至ては此も收 同一營業にても同一資本にて時として大利益、 時として小利盆 小資本に

3

仕組 之を採るとして如何に之を改正するかが 然もなければ從來の營業稅を存置し、 得稅の外に何か所得以外の表現的な課稅標準を以て補完稅を作りたしさいふこととなる。 税を得んとして却て結果に於ては一層不公平にもなり得る。で少くとも此營業の處を見ると、所 準は駄目といふことになるが、併し更に考直して見ると、此外形標準を止めて營業所得又は收 なると一層行はれ易く、 や從業者はまだ比較的隱匿難のものであるが、其れでも尙虛僞申告を行ふ餘地がある。 大 ち營業收益 者の隱匿逋脱は非常に大となり殆んど手の着けやうのないことになるであらう。 能に近く、少くとも餘程六つかしく、若も營業課税を收益又は所得に依ることゝするならば營業 であるが、其上に捕捉が多少困難で隱匿が多少行はるゝ爲めにも一層の不公平となる。 を見ることゝしても、其もの自身は公平負擔上望ましいにしても、其を捕捉することが到底不 /小幷に變化により妨げらるゝを発れぬ。斯く此等の標準は標準其ものが既に若干不公平なもの んでは何うかを提案したこともあるが、 は財産であり、 一の特別課税となると特別所得稅に往き難きものがあつて、 | 賈上金收入金等になれば更らに一層行はれる。 斯くいふてしまへば此標 他は從來の營業稅に用ゐられたる如き外形標準といふことになる。 不完全ながら外形標準を襲用することとなる。 次の問題となる。 其はあまり急激な變化であるから、 此につき私は①甞て賃賃價格 財産税を採れば別であるが 强ゐて主張もせ 卽ち一層公平課 然るときは 資本金に 賃貸價格 のみにて 此の如 卽

第十四卷 (第四號 一一三) 七〇五

論

第十四卷

(第四號

一四)

胨

が、 ű 外は之を課税標準中より除くこととし、 各業に適切なものを配當して改正を行はうといふのである。今其の詳しきものを示すことを憚る であり、 と認め、 さなる。 されるであらうし、 大體の骨子は印建物賃賃價格が多くの營業にて營業牧益の大小を計る標準として適切ならず 特に其は國税たる收益税として家屋枕なく、單に地租營業税のみの存することを假定した案 ②處で大藏省にて多年調査しつゝあつた業では、此從來の標準の組合せを多少變更し、 若も地租營業税を存置して税制改革を行ふとなれば、 席貸業、 料理屋業、 然るときは此案の前提を失ふこととなるから、此案が强く主張し得ざること 旅人宿業の如き其賃賃價格と營業收益との關係の大なる特殊營業 的尚右三の建物賃賃價格の殘る所の營業にても、 勢ひ別に資本利子稅家屋稅が 其と從 新設

0)

除 するといふのである。 拂込資本金積立金等の外に、社債借入金銀行預金保險責任準備金などの一部をも一定割合に計算 つ卸賣と小賣との税率の差を少くし、營業種目の部屬を多少修正する。 法では御竇小竇共に甲乙に區分して別異稅率を課して居るが、今度は御竇を甲乙丙に三分し、 業者敷とのみでは不滿足故、課稅標準の中に今一つ收入金を加へる。⑹又斯くして建物賃賃價格 いれた營業の中につき、倉庫業には特に其代りに資本金を持來る。は物品販賣業の賣上金は現行 多分此改正でも行はれたならば、今日よりは大體一層公平とならう。 ()資本金の計算上從來 何ほ H 0)

(引其外に、

現行法では製造業者の資本金が前年の資本金に比し二割以上増加したる場合に、

其增

増加割合の二割は少きに失するし、又此増加額の全部を控除しては其額未滿の増加を爲したもの 其擴張發展を容易とし獎勵する趣旨にて出來て居り、其趣旨は産業政策上是訟するとしても、其 **さの權衡上は過大な宥恕となるから、むしろ增加資本金が前年のよりも五割以上に當る場合に、** 加懿額に對し二年間課税標準より控除することとなつて居るが、此は恐らくは工業を重く見て、

其五割を超過する額のみを控除するのが穏當と考へらるる。

ろ課税物件たる警業――については

營さるる以上は醫師辯護士等や娛樂與業、湯屋理髪業等にも課稅することとして當然と考ふる。 (1) 營業税を存する以上は前にもいふ如く原始産業をも含めて然るべきであり、企業的に經

を莬じて居たが、前者を廢止して、營業稅中の製造業の中にて課するのが一層公平と考へらるる ⑵其れから營業稅が存置さるる以上は、從來は賣藥製造業者は賣藥營業稅を課して營業稅

從來の竇藥營業稅は大營業者に有利であり小營業者に不利であつて、不公平でもあり反社會的で

もあつた。、改むべきである。

税の中より除くのが適當であらう。 カゞ 困難で、 (3) 金銭貸付業と物品貸付業とは、 又若し强て之を區別しやうとすれば營業的なると非營業的なるとの間に、 此等にては其營業的に行はるゝものと然らざるものとの區別 別に資本利子税が出來るならばむしろ之に任かして警業 あまりに大

時 論 我邦の営業税を論ず

第十四卷 (第四號 一一五) 七〇七

當であらう。 依ることの少きものであるから、 な負擔の相違を生するの不公平がある。本來此種のものは假令營業的に行はれても、 むしろ非營業的のものと一緒に資本利子税の處にて課するが至 人的分子に

は発税験 -は經濟界の進步に考へて多少とも引上ることが至當であらう。

併し此は他方に減損更訂の認めらるゝ以上は必ずしも不當ではない。之に代るべき豫算主義にて に課税標準計算上前年の實績に依るの主義 ――は其年の營業收益に伴はずともいはるゝが、

は義務者に於て納稅上大に困るかも知らぬが、其は夫の減損更訂にかゝらぬ程度のものである以 は逋脱を多からしめて始末に終へざることゝなる。 の事質と異ることゝなつても、其位は已むを得ぬ。 前年好况で其年に不况であつた場合の如きに 之に比すれば假令前年主義の為めに多少最近

)、上は、義務者に於て相當用意を爲して置けば避け得らるゝ。

一財政收入上──には此營業税が營業といふ特殊の方面のみに課せらるゝものであるから、

朝

ある。 入に依ることゝなるから、 事あるとき必要に應じて之に増率するとすれば負擔を偏重ならしむるので避くべき所以のものが るを避くべき所以のものがある。 且つ其課税標準が外形的標準であり、其收入に關するものにても純收入にあらずして總收 既に在來の負擔に多少無理もあり又不公平もあるので、其上に增率す 隨ふて此税は收入の屈伸力を缺くといふ觖黙がある。

とかの注意が拂はれて居る以上は、其上の寬大といふ譯にも往くまじく、多少産業を不利にして 三國民經濟上――には營業者の負擔を加へ、營業に煩累を重ねるもの故、 始後暫らく徴税を猶豫するとか、工業の擴張資本に宥恕を行ふとか、大體工業には率を輕くする といふ非難を受くる。併し他面産業の發達を阻碍せないやうに或度の注意が拂はれ例之、 産業の發達で阻碍する **營業開**

も其は已むを得ない。

ことに依りても自ら同業者仲間の制裁が行はれて義務者をして不正申告を爲すを得ざらしむるこ を怠るもの、不正申告を爲すものに對する制裁を一層嚴重にすると共に、 旨とし、其の者等の營業上の秘密を漏洩するに對しては一層嚴重なる制裁を定め、の義務者の申告 を利用するの外、 く紛争が太しからうと思ふ。之を避くるの方法としてはは課税標準調査の爲めに現行の調査委員 四課稅技術上――此稅には官民の爲に紛爭を生する場合多きの缺點がある。 る機會を少くし()義務者に就き調査する必要あるときは、 成るべく高等官吏之に當り親切丁寧を 價格とには一層苦情が多い。 から已むを得ない。 同業組合其他の組合の意見を徴すること」し、 此に於て紛爭が多いが、倂し所得にでも依らうものなら、尙更らに逋脫が多 併し此は元來、 **營業者といふ利己必强きものを相手とするのである** 以て官吏と義務者と直接折衝す 調査の結果を公表する 特に賣上金額と賃貸

第十四卷 (第四號 一一七) 七〇九

Č

が薦めらるゝ。